

鹿沼市身体障害者補装具費等自己負担金助成に関する  
条例の廃止について

次のように定める。

令和 4 年 2 月 22 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市身体障害者補装具費等自己負担金助成に関する条例を廃止する条例  
鹿沼市身体障害者補装具費等自己負担金助成に関する条例（昭和 48 年鹿沼市条  
例第 17 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に育成医療又は更生医療に係る自立支援医療費の自己負担金の助成の対象となる者（鹿沼市こども医療費助成に関する条例（昭和 47 年鹿沼市条例第 13 号）及び鹿沼市重度心身障害者医療費助成に関する条例（昭和 48 年鹿沼市条例第 16 号）に定める医療費の助成の対象となる者を除く。）の令和 7 年 6 月 30 日までに負担する自己負担金の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に係る第 6 条の規定の適用については、なお従前の例による。